

民事に関する紛争全般
(オンライン完結)

説明(申立人向け)

ウェブサイトにて説明動画を閲覧
質問等はチャット又は電子メール

申立て

(申立フォームの送信)
【申立料金の支払い】

受理

相手方の招待

電子メール又は配達証明付き郵便

説明(相手方向け)

ウェブサイトにて説明動画を閲覧
(質問等はチャット又は電子メール)

相手方の応諾

センター長による調停人の選定
【申立人による初期調停料の支払い】

調停人名簿から選任
(利益相反の確認)

調停の開始

調停システム上において主張・証拠提出
(2ラウンド)

弁護士助言

(調停人が認定司法書士であり、相手方への請求金額が140万円を超える場合若しくは請求金額が算定不能な場合又は家事事案の場合)

必要に応じて延長

(1ラウンド～)
【追加調停料の支払い】

合意の不成立

・申立人による取下げ
・相手方の離脱

合意の成立

和解合意書の作成
【追加調停料の支払い】

調停人による終了

・和解の見込みがないと判断したとき

当事者に通知

当事者に通知